

中山間地域等直接支払制度 実施状況について

平田村役場産業課

中山間地域等直接支払制度は、平地に比べて耕作条件が不利となり、耕作放棄のおそれのある中山間地域の農地を対象に、農業生産活動を続けることによって農地を適切に保全し、その多面的機能を確保するための取り組みに対して交付金が支払われる制度です。

この制度は平成１２年度から開始され、現在は第４期対策（平成２７年度から平成３１年度）が実施されており、各集落ごとに５年間の農地の管理方法などを定めた協定を結ぶ必要があります。

協定を結んだ各集落は共同取組活動として

- ・水路、農道等の維持管理
- ・下草刈り等の管理
- ・農業機械、施設整備の資金
- ・景観作物の作付け

など、農用地を保全し多面的機能を増進する活動が行われています。

第４期対策（平成２７年度から平成３１年度）の取組状況は下記のとおりです。

年度	協定締結数	参加構成員数	交付農用地面積（㎡）	交付額（円）
２７	４４	３２３	１，８１０，１７１	２８，７７８，２７６
２８	４４	３２７	１，８３０，２４９	２９，１９５，７２３
２９	４４	３２７	１，８３０，２４９	２９，１９５，７２３
３０				
３１				